



流環審第 1 号
平成27年10月14日

流山市長 井崎 義治 様

流山市環境審議会
会長 新保 國弘



流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例に基づく重点区域の指定について（答申）

平成27年5月11日付け流環第74号で諮問のあったこのことについて、次のとおり答申します。

記

「流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例」は、路上喫煙及び空き缶等のポイ捨てを防止することにより、快適な生活環境を確保することを目的としており、路上喫煙防止重点区域（以下「重点区域」という。）はこれまでも特に人が多く集まる鉄道駅周辺の市内4箇所が指定されています。

指定された南流山駅、江戸川台駅、流山おおたかの森駅南口及び初石駅周辺では、市が定期的に行っている苦情相談員によるパトロールや路上喫煙防止キャンペーンなどの啓発活動が行われることにより、路上喫煙及び空き缶等のポイ捨てが減少し、重点区域とした効果が得られている状況にあります。

特に、大人や子供等の様々な人が集まる駅周辺において、重点区域を指定し喫煙による他の歩行者への危険を防止することは、安全かつ快適な生活環境を確保する上で重要なことです。

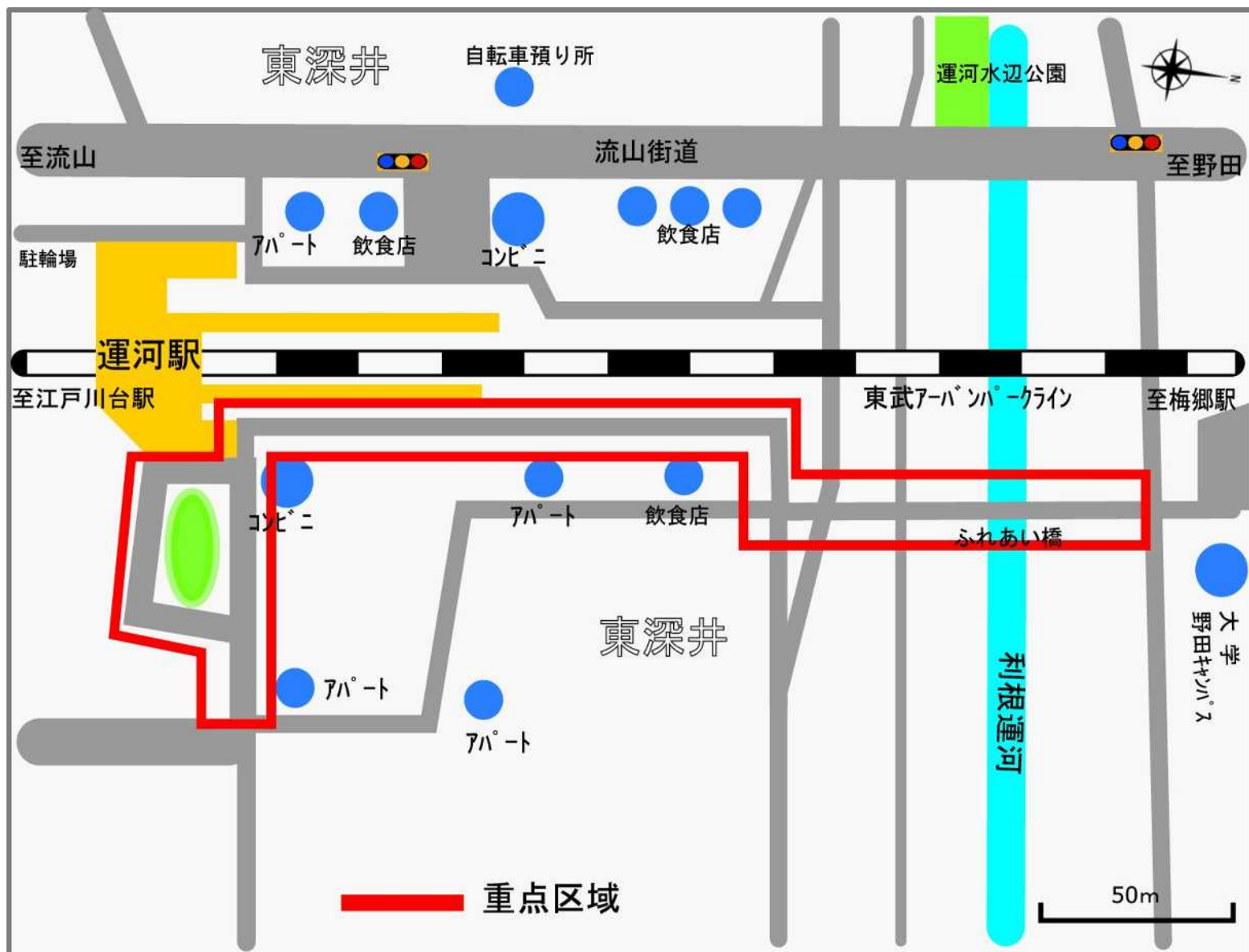
今回、市から諮問を受けた運河駅東口周辺、流山セントラルパーク駅周辺、流山おおたかの森駅東口周辺の3箇所についても、駅周辺の街づくりが進み、道路や区画が整備され、歩行者も増えてきていることから、諮問で示された区域を重点区域として追加指定すべきと考えます。

なお、流山セントラルパーク駅周辺については、平成28年4月に新体育館がオープンし、多くの来場者が予想されることから、道路等の整備状況をみて指定区域の拡大を検討すべきと考えます。

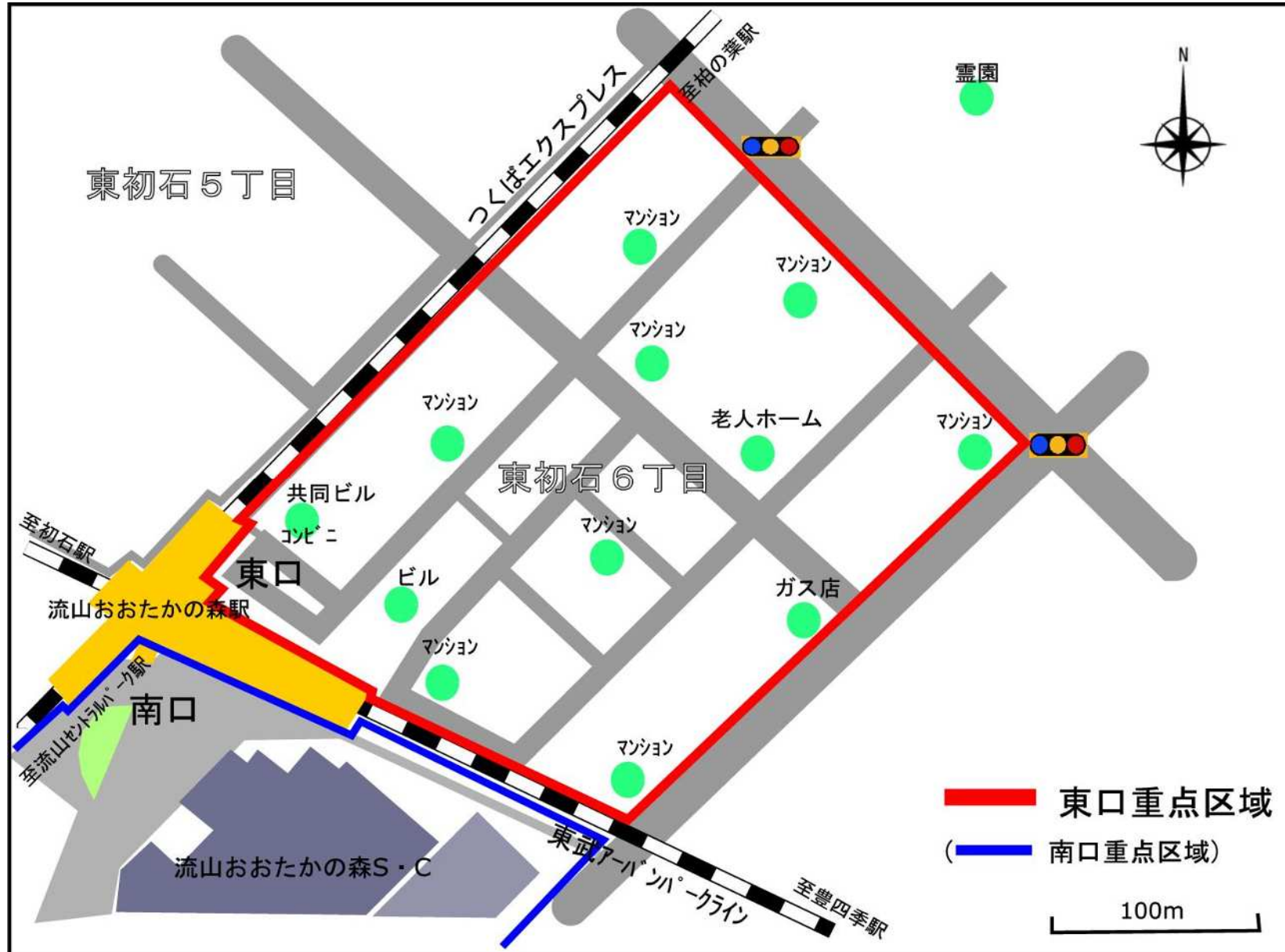
そして、重点区域の指定に当たっては、初めてその駅を利用する方にも、重点区域がどこになるのか、何をしてはいけないのか、罰則があるのか、などをわかりやすく表示するとともに、市内全域が歩きたばこや空き缶等のポイ捨て禁止であることを知らない市民が未だ多くいると思われることから、広報紙等でわかりやすく周知することを望みます。

また、指定喫煙所を設置する場合は、受動喫煙防止の観点から、設置場所に配慮すべきと考えます。

運河駅東口周辺路上喫煙防止重点区域



流山おおたかの森駅東口周辺 路上喫煙防止重点区域



流山セントラルパーク駅周辺路上喫煙防止重点区域

